

平成31年3月19日
(教)生涯学習課企画情報係
内線：4661

消費税法及び地方税法の改正に伴う関係教育委員会規則の整備 に関する規則について

1 改正の趣旨

平成31年10月1日から消費税率が現行8%から10%に引き上げられるのにも
ない、施設の使用料について増税相当額の改定を行うため、関係規則の一部改正を行
います。

知事の管理する施設も含め、教育委員会が所管する規則について、標記規則により一
括して使用料の改定を行います。

2 一部改正を行う規則

- (1) 群馬県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則
- (2) 群馬県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則
- (3) 群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則
- (4) 群馬県立土屋文明記念文学館の設置及び管理に関する条例施行規則
- (5) 群馬県立自然史博物館の管理及び運営に関する規則
- (6) 群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例施行規則

3 該当施設

近代美術館、館林美術館、歴史博物館、生涯学習センター、自然史博物館、土屋文明
記念文学館及びぐんま昆虫の森の7施設です。

4 改正理由

全庁的に消費税増税分を徴収するべく使用料の値上げを行うものとされたため

5 施行期日

平成31年10月1日